

一般社団法人 東京農工大学同窓会 運営費補助に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、一般社団法人東京農工大学同窓会出納処理規程第14条に基づき、運営費補助に関して必要な事項について定める。

(運営補助)

第2条 部会、支部及び同好会からの申請に基づいて、別表1-1及び1-2に定めた部会・支部及び同好会活動費を運営費補助として交付する。

ただし、各同好会への活動費は、一律2万円の基本金額を運営補助として交付するが、会員数に応じた会員数金額は運営補助として交付しない。

2 交付を受けた部会、支部及び同好会は、年度末までに実施報告書により活動状況を報告するものとする。

(総会補助)

第3条 各部会及び各支部が総会を開催する場合、部会及び支部からの申請に基づいて、別表1-3に定めた金額を運営補助として交付する。

2 前項の開催に当たって、部会及び支部からの申請に基づいて理事又はこれに代わる者を派遣する。

(その他の補助)

第4条 部会及び支部が講演会等を開催するに当たって、会員外の者（他部会・他支部の会員を含む）が講演する場合、部会及び支部からの申請に基づいて、別表1-3に定めた金額を補助する。

(細則の改廃)

第5条 この規程の改廃は、運営委員会の審議を経て理事長が行い、理事会に報告する。

(事務)

第6条 運営費補助に関する事務は、当法人事務局において処理する。

附則

この規程は、平成30年11月10日施行、平成30年10月1日より適用する。

(第2条関係) 別表 1-1

部会活動費は、各部会一律5万円の基本金額と次の通り、会員数に応じた会員数金額を加えた金額とする。

会員数金額

1～1,799人	10,000円
1,800～2,999人	30,000円
3,000人以上	50,000円

(第2条関係) 別表 1-2

支部活動費は、各支部一律4万円の基本金額と次の通り、会員数に応じた会員数金額を加えた金額とする。

会員数金額

1～499人	10,000円
500～999人	20,000円
1,000～2,999人	30,000円
3,000人以上	50,000円

(第2条・第5条関係) 別表 1-3

補助金項目	金額
部会・支部総会補助金	30,000円
理事派遣による総会祝金	20,000円
部会・支部総会講演会等謝金補助金(交通費含む) ※会員ではない者が講演する場合の講演者には、他部会の会員及び他支部の会員も含むものとする。講演会等終了後は、実施報告書(講演者氏名、所属、講演題目、日時、参加人数など)を速やかに提出するものとする。	30,000円